

非感染性産業廃棄物処理業務 仕様書

本仕様書は、尾鷲総合病院から排出される非感染性廃棄物の収集・運搬及び処分の業務委託に関する事項を示したものであり、その内容は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び、その他関係法令等に基づくものである。本仕様書は、大要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、尾鷲総合病院（以下、発注者）、本業務を請負する者（以下、受注者）協議の上解決するものとする。

1. 事業名

非感染性産業廃棄物処理業務

2. 委託業務内容

尾鷲総合病院施設内の集積場所に集積された非感染性産業廃棄物（廃プラスチック類）の積み込み、運搬及び処分の一切

3. 履行期間

令和8年 4月 1日から令和9年 3月31日

4. 業務履行場所（排出事業所の所在地）

三重県尾鷲市上野町5番25号

5. 廃棄物の処理

非感染性産業廃棄物（廃プラスチック類）

収集回数・・・月4回以上収集（土・日・祝日を除く）

保管庫の状況をみて収集のこと

排出予定数量・・・23, 470kg／年

6. 廃棄物の収集・運搬

- ①廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守すること
- ②廃棄物の収集を行う曜日、時間については発注者と受注者協議の上、患者等の安全に十分配慮し、承諾を受けて実施すること
- ③年末年始等における収集運搬については発注者と受注者協議の上定める
- ④運搬にあたっては、飛散・流出しないようにする
- ⑤当該収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること
- ⑥廃棄物の収集運搬受注者は、収集運搬にあたって、個人情報流出等の事故を防止する万全の対策を実施すること

7. 廃棄物の処分

- ①廃棄物の処分については、廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守すること
- ②廃棄物の処分受注業者に於いて、自ら収集運搬を行わない場合については収集運搬業者を選定すること
- ③廃棄物を処理施設に投入する場合は、作業中の危険性に注意すること

8. 労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分に行い、又、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がない様に努めること

9. 廃棄物の処理の委託にあたっての条件

- ①三重県及び処分先の都道府県知事等の産業廃棄物収集運搬業許可を有すること
- ②緊急時の対策として、産業廃棄物の積替え・保管の許可及び施設を有すること
- ③廃棄物収集運搬、中間処理、最終処分までの業者との契約を交わすことができること
- ④非感染性廃棄物の収集運搬受注者と処分業者間との処分搬入合意書の写しを提出できること
- ⑤契約期間中、収集した廃棄物の最終処分の完了まで廃棄物処理法に基づく電子マニフェストシステム（J W N E T）の運用・管理ができること

10. 支払について

毎月末に請求し、翌月末日までに支払うこととする。

※入札価格は、1kg当たりの消費税抜きの価格で記入して下さい。